

日本国厚生労働省とブラジル連邦共和国保健省との間の
医療・保健分野における協力に関する覚書

日本国厚生労働省及びブラジル連邦共和国保健省（以下「双方」という。）は、友好関係を強化し、相互に関心を有する保健分野での協力を進める見解を共有し、ここに以下の保健分野における協力を進める機会について検討することで一致した。

1. PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）と ANVISA（国家衛生監督庁）の間の緊密性の向上を考慮した、医薬品・医療機器の規制関係；
 2. 公的保健制度の知見と経験の共有；
 3. 高齢化社会への準備を含む、健康的なライフスタイル及び予防医療の促進のための政策と戦略関係；
 4. 保健人材の強化；
- その他相互の関心分野

本覚書は、双方の間の有意義な交流を開始するための一般原則を表すことを目的とし、ほどなく、共同プロジェクトに基づく、より体系的な協力を構築することができる。

本覚書は、一方が相手方に対して、本覚書の終了を希望する日の6箇月前までにその旨の通知を書面により行うことにより、終了することができる。

各々の国の法令を尊重する本覚書は、いかなる義務を意味するものではない。

本覚書は、2014年8月1日にブラジルのブラジリアにおいて、同じ内容により、日本語、ポルトガル語及び英語で計6部作成された。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国厚生労働省

ブラジル連邦共和国保健省
